

次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び農業経営基盤強化促進法等の一部改正する法律(令和4年5月27日法律第56号)附則第10条の規定に基づき、下記の間、公益財団法人熊本県農業公社において公衆の縦覧に供する。

1 縦覧の期間： 令和5年 12 月 7 日 ～ 令和5年 12 月 13 日

2 農用地利用集積等促進計画・農用地利用集積計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地 (※同一地番は、期間借地によるもの)	貸借期間	
	年	月
宇城市三角町大口字鳥屋野1389-51		
宇城市三角町大口字鳥屋野1390-88		
(一時利用地:宇城市三角町大口字鳥屋野2-2)	10	
宇城市三角町大口字鳥屋野1390-91		
(一時利用地:宇城市三角町大口字鳥屋野13-3)	10	
宇城市三角町大口字鳥屋野1390-90		
(一時利用地:宇城市三角町大口字鳥屋野13-4)	10	
宇城市三角町大口字鳥屋野1390-90		
(一時利用地:宇城市三角町大口字鳥屋野13-5)	10	
宇城市三角町大口字鳥屋野1390-129		
(一時利用地:宇城市三角町大口字鳥屋野13-2)	10	